

## 国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱

2 水 漁 第 7 4 1 号  
平成 2 年 3 月 2 6 日  
農林水産事務次官依命通知  
改 正 2 0 水 漁 第 1 9 4 2 号  
平成 2 0 年 1 2 月 1 日  
2 3 水 漁 第 2 0 6 1 号  
平成 2 4 年 3 月 3 0 日  
2 5 水 漁 第 4 4 号  
平成 2 5 年 4 月 1 6 日  
2 7 水 漁 第 1 9 5 9 号  
平成 2 8 年 4 月 1 日  
2 8 水 漁 第 1 7 6 0 号  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日  
3 0 水 漁 第 1 2 9 6 号  
平成 3 1 年 2 月 7 日  
3 0 水 漁 第 1 4 5 6 号  
平成 3 1 年 3 月 2 7 日  
元 水 漁 第 1 4 5 5 号  
令 和 2 年 3 月 3 1 日  
2 水 港 第 8 5 7 号  
令 和 2 年 6 月 1 2 日

### (通則)

第 1 国際漁業等再編対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国際漁業等再編対策実施要綱（平成 2 年 3 月 2 6 日付け 2 水漁第 7 3 9 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2 この補助金は、国際漁業等再編対策を総合的に進めていくため、農林水産大臣（以下「大臣」という。）による第一種特定漁業及び第二種特定漁業（実施要綱第 3 の 1 及び 2 の規定により大臣が指定したものをいう。）の再編整備に関する基本方針の策定並びに減船漁業者救済費交付金、不要漁船処理費交付金、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金、混獲回避型休漁支援費交付金、水産加工業支援費交付金、相互扶助漁獲支援費交付金及び資源・漁場保全緊急支援費交付金の交付の措置を実施するための資金を造成することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第 3 大臣は、一般社団法人大日本水産会（明治 4 2 年 5 月 1 9 日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下「事業実施主体」という。）が行う国際漁業等再編対策事業（以下「資金事業」という。）を実施するための資金を造成する補助事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。  
2 補助事業に係る経費及び補助事業の補助率は、別表に定めるとおりとする。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(資金事業に係る交付の条件)

第7 国際漁業等再編対策事業資金（以下「事業資金」という。）は、他の資金とは別に経理するものとする。

2 事業資金は、実施要綱第9の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理し、第2の交付の目的に反して、資金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

(申請の取下げ)

第8 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第9 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後の事情変更により交付申請の内容を変更、中止又は廃止する場合には、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大臣は、1の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、事業計画の変更に伴う補助金の増額となる変更及び別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第12 事業実施主体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第4号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から10日を経過した日又は翌年度

の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14 大臣は、第13の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を職員に行わせ、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第15 大臣は、第9の1の規定による補助事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業及び資金事業（以下「補助事業等」という。）に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付決定を受けた後の事情変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14の3の規定を準用する。

(基本的事項の公表)

- 第16 事業実施主体は、事業資金の名称、事業資金の額、国費相当額、資金事業の概要、資金事業を終了する時期、資金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(事業資金の返還)

- 第17 事業実施主体は、実施要綱第13の2の規定により、事業資金の残額を国に納付する場合には、別記様式第5号の国庫納付金承認申請書により大臣の承認を受けて、国庫に返還しなければならない。

(補助金の経理)

- 第18 事業実施主体は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業実施主体は、1の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに基金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(他用途使用の禁止)

第19 事業資金は、資金事業以外の用途に使用してはならない。

(事業資金から交付金を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第20 事業実施主体は、事業資金から民間事業者等に対して交付金を交付するときは、本要綱第8、第9及び第15の規定に準ずる条件並びに次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 民間事業者等は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産等のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間においては、事業実施主体の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (3) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがある。

附 則（平成28年4月1日27水漁第1959号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知による改正前の規定において行うこととされている返還等については、なお、従前の例による。

附 則（平成29年3月31日28水漁第1760号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この通知による改正前の規定において行うこととされている返還等については、なお、従前の例による。

附 則（平成31年2月7日30水漁第1296号）

この通知は、平成31年2月7日から施行する。

附 則（平成31年3月27日30水漁第1456号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。ただし、施行前に実施された事業資金に係る返還等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日水漁第1455号）

この通知は、令和2年3月31日から施行する。この通知による改正後の国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成2年3月26日付け2水漁第741号農林水産事務次官依命通知）の規定は、この通知の改正前に造成された事業資金及び実施された資金事業にも適用する。

附 則（令和2年6月12日2水港第857号）

この通知は、令和2年6月12日から施行する。この通知による改正後の国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成2年3月26日付け2水漁第741号農林水産事務次官依命通知）の規定は、この通知の改正前に造成された事業資金にも適用する。

別表（第3、第10関係）

	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
国際漁業 等再編対 策事業	<p>1 国際漁業再編対策事業費</p> <p>事業実施主体が、国際漁業再編対策事業費の交付に充てるために行う事業資金の造成に要する経費</p>	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における増減	
	<p>2 新資源管理導入円滑化等推進事業費</p> <p>事業実施主体が、新資源管理導入円滑化等推進事業費不要漁船処理費交付金の交付に充てるために行う事業資金の造成に要する経費</p>	定 額		

年度国際漁業等再編対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成2年3月26日付け2水漁第741号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 資金造成に係る計画

資金の保有区分	保管予定額	備 考
国際漁業再編対策事業	円	
新資源管理導入円滑化等推進事業		
合計額		

（注）資金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。  
備考欄は、資金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

- 3 添付資料  
事業実施主体の定款及び事業計画書

別記様式第2号（第9関係）

年度国際漁業等再編対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 号をもって補助金の交付決定通知のあった国際漁業等再編対策事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成2年3月26日付け2水漁第741号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、申請する。

記（注2）

- （注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- （注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」とし、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号（第12関係）

年度国際漁業等再編対策事業費補助金支払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
官署支出官 水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 号をもって補助金の交付決定通知のあった国際漁業等再編対策事業費補助金について、国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成2年3月26日付け水漁第741号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。）金 円
- 2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第4号（第13関係）

年度国際漁等業再編対策事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け 号をもって補助金の交付決定通知のあった国際漁業等再編対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成2年3月26日付け2水漁第741号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 資金造成に係る実績

資金の保有区分	金 額	備 考
国際漁業再編対策事業	円	
新資源管理導入円滑化等推進事業		
合 計 額		

（注）事業資金の口座に係る金融機関の残高証明を添付すること。

国庫納付金承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成2年3月26日付け2水漁第741号農林水産事務次官依命通知）第17の規定に基づき、下記により申請する。  
なお、併せて事業資金の残額 円を返還する。

記

1 総括表

事業名	漁業種類	事業基金造成額 ①	運用額 ②	事業資金からの総支出額 ③	管理運営費 ④	返還額 = ① + (② - ④) - ③
国際漁業再編対策事業	〇〇漁業 △△漁業 (小計)	円	円	円	円	円
新資源管理導入円滑化等推進事業	〇〇漁業 △△漁業 (小計)					
合 計						

2 添付書類

- (1) 交付金受領者明細一覧表
- (2) 運用益取崩し報告書
- (3) 運用益（預入利息）明細一覧表